

下水道使用料の水準について

新居浜市上下水道事業運営審議会（第3回）資料



令和3年10月5日

新居浜市上下水道局企業経営課

1. 下水道処理費の経費区分について

◆下水道事業における費用負担の基本的考え方（雨水公費・汚水私費の原則）

下水道処理費

雨水に係る経費

雨水は自然現象によるもので、雨水の排除により浸水から街を守り、受益が広く一般市民に及ぶ

公費（一般会計繰入金）

汚水に係る経費

汚水は日常生活や生産活動等により生じるものであり、生活環境の改善等の受益は使用者に直接つながる

私費（下水道使用料）

◆下水道使用料の対象経費は、汚水に係る経費の「維持管理費と資本費」（収益的支出）

下水道処理に係る予算の状況（令和3年度当初予算）

雨水

収益 9.0億円
 一般会計負担金 8.1億円
 受託事業負担金 0.7億円
その他 0.2億円

費用 9.0億円
 維持管理費 2.8億円
 支払利息 1.9億円
 減価償却費 4.3億円

汚水

収益 18.2億円
 下水道使用料 13.1億円
 一般会計補助金 5.0億円
その他 0.1億円

費用 18.2億円
 維持管理費 5.8億円
 支払利息 2.9億円
 減価償却費 9.5億円

※金額は税抜き額

資本費

※減価償却費は長期前受金戻入を差し引いた金額

1 m³あたりの汚水費用及び下水道使用料（令和2年度決算）

| 費用 | | 収益 | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 汚水処理原価 | 194.9円 | 144.2円 | 下水道使用料 |
| 維持管理費 58.9円 | | 2.3円 | 雑収益等 |
| 資本費 136.0円 | | 48.4円 | 使用料不足額 |

※維持管理費と資本費の内訳は2回目の資料から修正

※金額は税抜き額

地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、**当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない**。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充てることができる。

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない**。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない**。

下水道法

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。**

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 略
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

新居浜市下水道条例

(使用料)

第17条 管理者は、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、使用者が毎使用月において排除した汚水の量に応じ次の表の定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

| | | 水量区分 | 使用料 |
|------|-------------------|----------------------------|---------------------|
| 一般汚水 | | 基本料金 (0~10m ³) | 950円 |
| | 従量使用料 | 11~20m ³ | 130円/m ³ |
| | | 21~50m ³ | 175円/m ³ |
| | | 51~100m ³ | 200円/m ³ |
| | | 101~ m ³ | 215円/m ³ |
| 湯屋汚水 | 1~ m ³ | 25円/m ³ | |

| 下水道使用料の計算例 20m ³ /月使用の場合 | |
|--|---------------|
| ●基本料金 (0~10m ³ まで) | 950円 |
| ●汚水の量 | |
| 11~20m ³ まで 130円 × 10m ³ | = 1,300円 |
| 小計 | 2,250円 |
| 消費税及び地方消費税 (10%) | 225円 |
| 合計 | 2,475円 |

下水道事業を行うための経費

- ◆下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- ◆企業債の利息や下水道施設を整備するために必要な費用（資本費）



使用料水準算定期間（財政計画）の設定

- ◆日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる
- ◆余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる
- ◆算定期間は3年から5年程度が適当

（下水道使用料の基本的考え方：公益社団法人日本下水道協会）

使用料水準が適正か4年に1度検証することから、**令和4～7年度までの4年間**を算定期間に設定

| | 算定期間 | | | | 算定期間 | | | | 算定期間 | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 |
| 令和3 | | | | | | | | | | | | |
| 検討 | | | | 検討 | | | | 検討 | | | | |

5. 財政計画について（令和4～7年度）

（単位：千円）

| 支出 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 年平均 | 合計 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 維持管理費 | 558,665 | 559,435 | 532,193 | 532,948 | 545,810 | 2,183,241 |
| 管渠費 | 30,584 | 30,584 | 30,584 | 30,584 | 30,584 | 122,336 |
| 処理場費 | 380,207 | 380,377 | 380,535 | 380,690 | 380,452 | 1,521,809 |
| 業務費 | 78,076 | 78,076 | 78,076 | 78,076 | 78,076 | 312,304 |
| 総係費 | 39,798 | 40,398 | 40,998 | 41,598 | 40,698 | 162,792 |
| その他 | 30,000 | 30,000 | 2,000 | 2,000 | 16,000 | 64,000 |
| 資本費 | 1,978,111 | 1,983,419 | 1,987,636 | 1,987,146 | 1,984,078 | 7,936,312 |
| 減価償却費 | 1,723,023 | 1,750,063 | 1,771,847 | 1,785,247 | 1,757,545 | 7,030,180 |
| 支払利息 | 255,088 | 233,356 | 215,789 | 201,899 | 226,533 | 906,132 |
| 資産維持費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計① | 2,536,776 | 2,542,854 | 2,519,829 | 2,520,094 | 2,529,888 | 10,119,553 |
| 収入 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 年平均 | 合計 |
| 使用料収入 | 1,299,261 | 1,301,005 | 1,302,586 | 1,304,152 | 1,301,751 | 5,207,004 |
| 長期前受金 | 716,211 | 722,175 | 732,807 | 737,162 | 727,089 | 2,908,355 |
| 雑収益等 | 10,705 | 10,705 | 10,705 | 10,705 | 10,705 | 42,820 |
| 計② | 2,026,177 | 2,033,885 | 2,046,098 | 2,052,019 | 2,039,545 | 8,158,179 |
| 収支(②-①) | △ 510,599 | △ 508,969 | △ 473,731 | △ 468,075 | △ 490,343 | △ 1,961,374 |

令和4年度から7年度までの4年間の財政計画において、支出は、維持管理費が約22億円、資本費が約79億円の計約101億円に対し、収入は、使用料収入が52億円、長期前受金が約29億円等の計約81億円で、**4年間で差引20億円、年平均約5億円不足**しています。本来なら**資産維持費を算定する必要がありますが、資産維持費を算入していない状態で、財源が不足**しているため、**今回の財政計画では算定しておりません**。なお、現行使用料の状況だと、不足額を一般会計からの繰入金で補填する必要があります。

6. 資本費算入率について（令和4～7年度）

上段：金額（千円）、下段（）書き：1㎡当たりの金額

| 費用（令和4～7年度） | | 収益（令和4～7年度） | |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 汚水処理原価 | 7,211,198 (199.8円) | 5,249,824 (145.4円) | 収益 |
| 維持管理費 2,183,241 (60.5円) | | | 下水道使用料 5,207,004 (144.2円) |
| 資本費 5,027,957 (139.3円) | | | 雑収益等 42,820 (1.2円) |
| | | 1,961,374 (54.4円) | 使用料不足額 |

| | 令和4～7年度 | | | 令和2年度 |
|----------|------------------|---|--------------------|--------|
| 維持管理費算入率 | 収益① 2,183,241 | ÷ | 維持管理費 2,183,241 | 100.0% |
| 資本費算入率 | 収益② 3,066,583 | ÷ | 資本費 5,027,957 | 61.0% |
| | | | | 64.4% |

※維持管理費算入率は、使用料等で維持管理費をどれだけ賄えているかを示すもの。維持管理費は全て賄えているため収益①は維持管理費と同額。資本費算入率は維持管理費を賄った使用料等を除いた額で、どれだけ資本費を賄えているかを示すもの。収益②は、収益（5,249,824）から収益①を除いた額。

※資本費は、財政計画における支出の減価償却費から収入の長期前受金を控除した額。

算定期間内において、使用料の算定の指標である**資本費算入率は61.0%**となっており、**残りの不足分を下水道使用料で全て賄おうとすると、37.7%の改定が必要**となっています。

| 資本費算入率 | 65% | 70% | 75% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------|
| 年平均収入不足額 | 439,946 (48.7円) | 377,097 (41.8円) | 314,247 (34.8円) | 251,398 (27.9円) | 188,548 (20.9円) | 125,699 (13.9円) | 62,849 (7.0円) | 0 (0.0円) |
| 年平均収入増加額（千円） | 50,397 | 113,246 | 176,096 | 238,945 | 301,795 | 364,644 | 427,494 | 490,343 |
| 使用料単価(円/㎡) | 149.8円 | 156.8円 | 163.8円 | 170.7円 | 177.7円 | 184.6円 | 191.6円 | 198.6円 |
| 改定率 | 3.9% | 8.7% | 13.5% | 18.4% | 23.2% | 28.0% | 32.8% | 37.7% |
| 20㎡当たり増加額（一カ月） | 約100円 | 約200円 | 約300円 | 約400円 | 約500円 | 約600円 | 約700円 | 約800円 |

7. これまでの下水道使用料の改定について



月20m³当たりにおいて、これまで税抜150～350円（平均約230円）の幅で改定し、段階的に、資本費算入率の割合を引き上げて来ています。

| 改定年 | 昭和55年 | 昭和61年10月 | 平成2年1月 | 平成6年4月 | 平成10年4月 | 平成14年4月 | 平成18年4月 | 平成22年4月 |
|-------------|--------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 改定率 | (供用開始) | 32.60% | 37.23% | 19.75% | 19.68% | 19.13% | 8.01% | 12.26% |
| 基本料金 (10m³) | 300円 | 380円 (80円) | 530円 (150円) | 600円 (70円) | 700円 (100円) | 850円 (150円) | 900円 (50円) | 950円 (50円) |
| 11～20m³ | 35円 | 45円 (10円) | 65円 (20円) | 80円 (15円) | 90円 (10円) | 105円 (15円) | 115円 (10円) | 130円 (15円) |
| 21～50m³ | 45円 | 57円 (12円) | 75円 (18円) | 90円 (15円) | 115円 (25円) | 135円 (20円) | 145円 (10円) | 175円 (30円) |
| 51～100m³ | 45円 | 60円 (15円) | 85円 (25円) | 105円 (20円) | 130円 (25円) | 155円 (25円) | 170円 (15円) | 200円 (30円) |
| 100m³～ | 45円 | 65円 (20円) | 95円 (30円) | 115円 (20円) | 145円 (30円) | 175円 (30円) | 190円 (15円) | 215円 (25円) |
| 湯屋汚水 1 m³ | 20円 | 20円 (0円) | 20円 (0円) | 20円 (0円) | 20円 (0円) | 25円 (5円) | 25円 (0円) | 25円 (0円) |

※ () は増加額

地方公営企業繰出金について（繰出基準）

毎年度、総務省から通知される「繰出基準」において、下水道事業に係る経費の負担区分について示されており、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費が原則となっていますが、汚水に係る経費のうち、例外的に、公費とされているものがあります。

■ 雨水処理に要する経費

■ 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 ※分流式とは汚水と雨水を別々の管で流し、合流式は汚水と雨水を同じ管で流すもの。

■ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

■ 不明水の処理に要する経費など

公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年総務省通知）

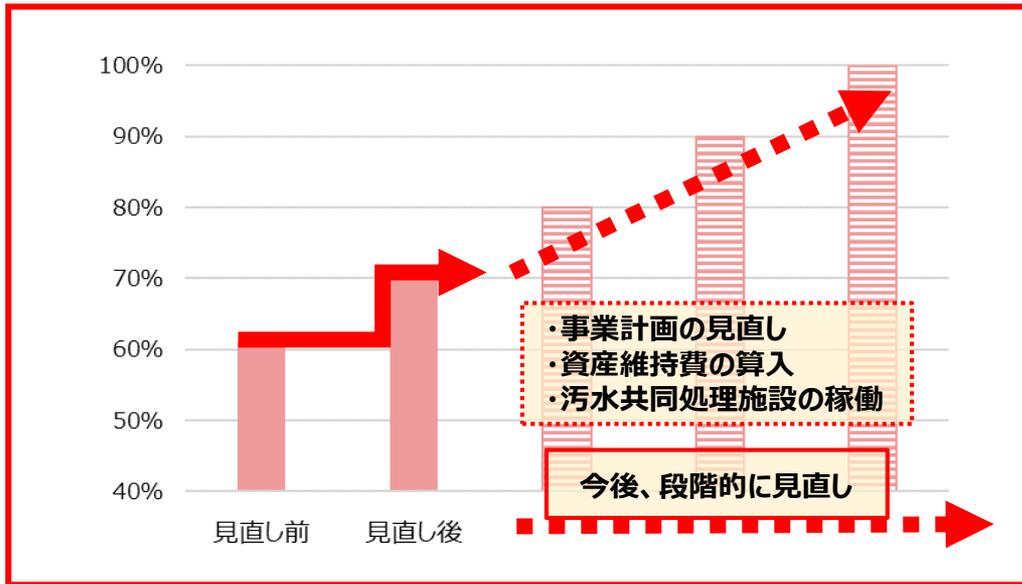
■ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力として**、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月3,000円／20m³**を前提として行われていることに留意すること。

■ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、**使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰出金等により賄っている地方公共団体にあたっては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。**

現行下水道使用料20m³：2,250円、令和2年度決算144.2円/m³（2,884円/20m³）※税抜き

9. 下水道使用料の見直し案について

| 資本費算入率 | 65% | 70% | 75% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------|
| 年平均収入不足額 | 439,946 (48.7円) | 377,097 (41.8円) | 314,247 (34.8円) | 251,398 (27.9円) | 188,548 (20.9円) | 125,699 (13.9円) | 62,849 (7.0円) | 0 (0.0円) |
| 年平均収入増加額 (千円) | 50,397 | 113,246 | 176,096 | 238,945 | 301,795 | 364,644 | 427,494 | 490,343 |
| 使用料単価(円/m ³) | 149.8円 | 156.8円 | 163.8円 | 170.7円 | 177.7円 | 184.6円 | 191.6円 | 198.6円 |
| 改定率 | 3.9% | 8.7% | 13.5% | 18.4% | 23.2% | 28.0% | 32.8% | 37.7% |
| 20m ³ 当たり増加額 (一カ月) | 約100円 | 約200円 | 約300円 | 約400円 | 約500円 | 約600円 | 約700円 | 約800円 |



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、**国が求める最低限の経営努力である使用料単価150円/m³を越えた上で**、計画期間の資本費算入率の見込が61.0%であることから、過去の改定状況を参考に、まずは**資本費算入率が70%超過する使用料単価まで引き上げ**、その後、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいきたい。

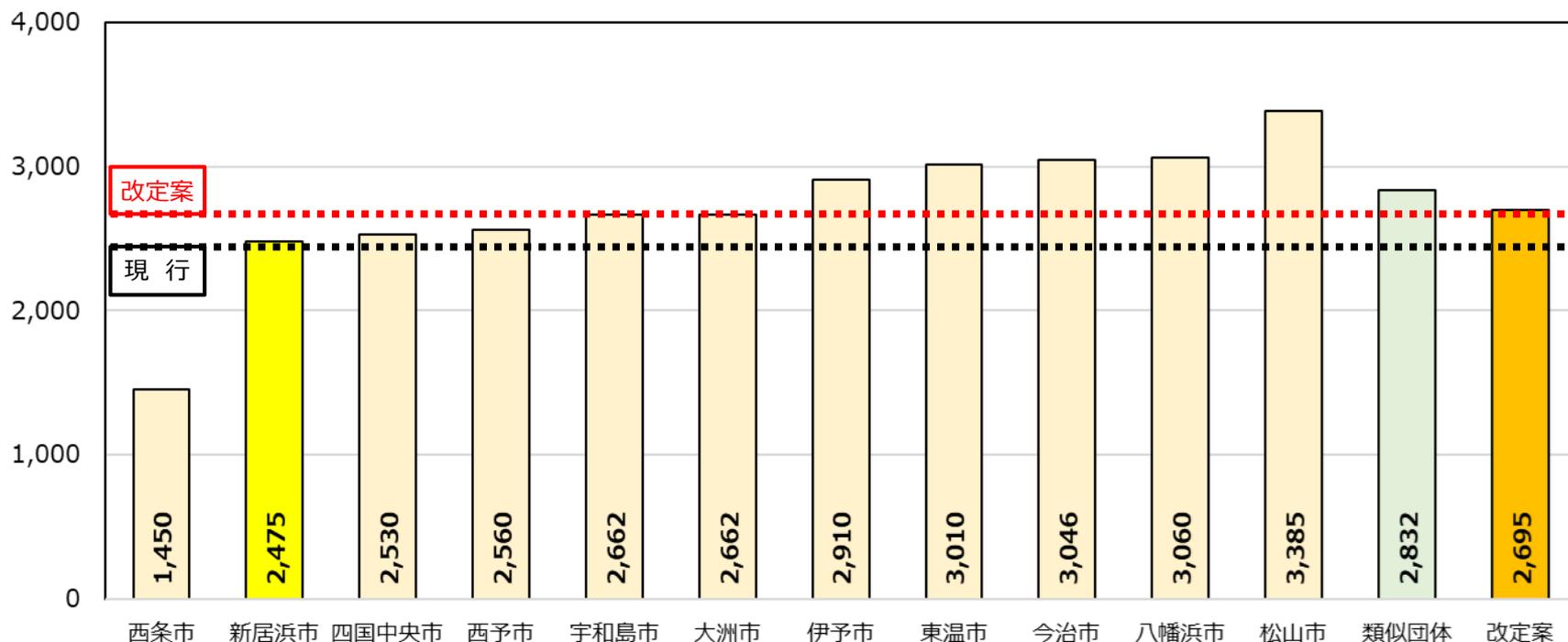
| 令和2年度決算 | 新居浜市 | 西条市 | 四国中央市 | 今治市 | 松山市 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 維持管理費算入率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 資本費算入率 | 64.4% | 19.5% | 49.4% | 71.2% | 93.3% |
| 使用料単価(円/m ³) | 144.2円 | 75.0円 | 140.6円 | 165.8円 | 176.1円 |

※他市の数値は統計資料からによるもの。全市とも分流式下水道等に要する経費を控除する前の数値で比較。

10. 県内の下水道使用料の状況について



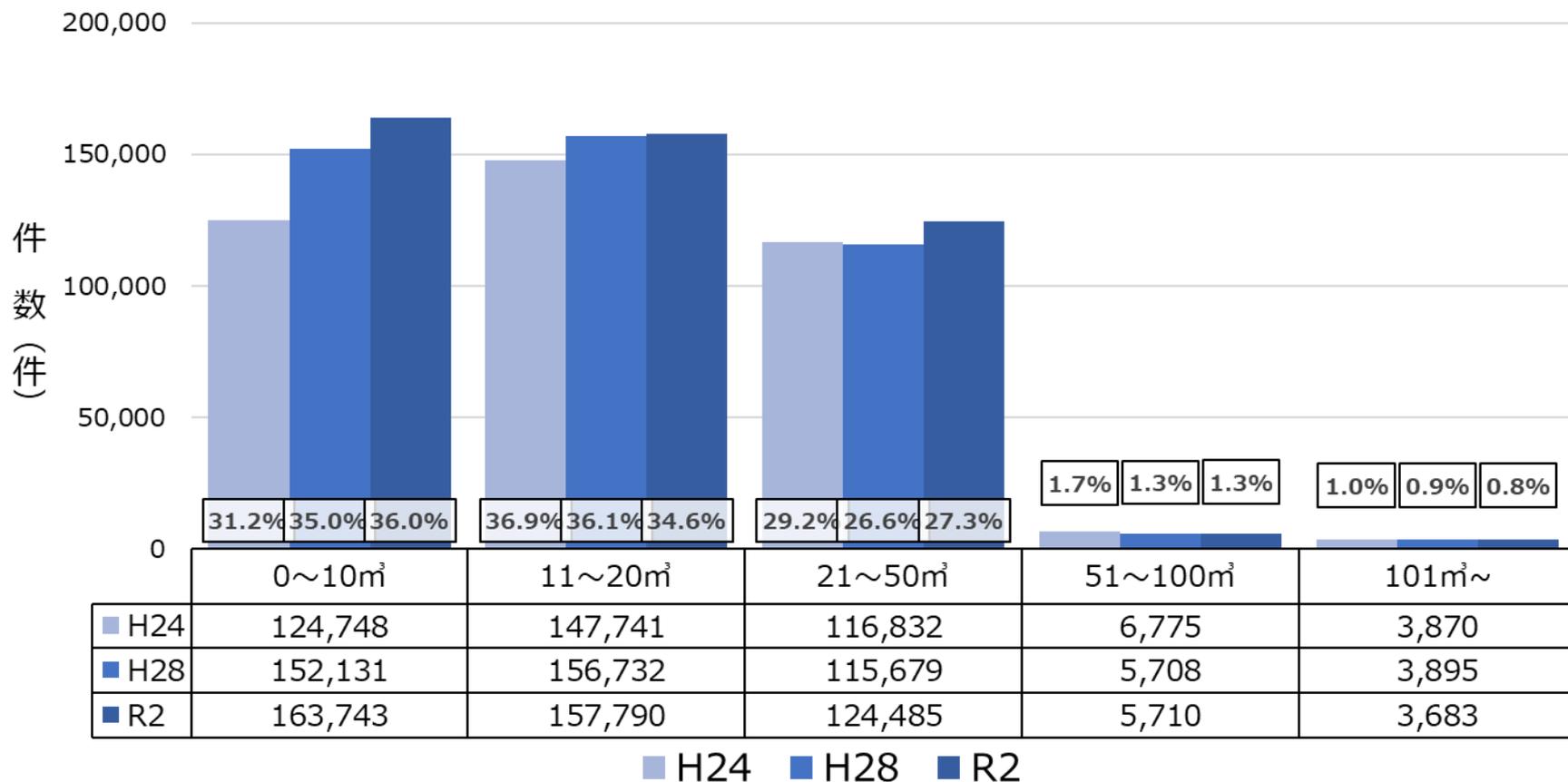
月20m³あたりの下水道使用料（税込み）



現行下水道使用料は、20m³あたりの家庭用において税込み2,475円と**県内11市中2番目に安く**、類似団体と比べても安価な状況です。仮に税込み220円（料金表によっては、金額は前後）の増で**改定した場合、6番目に安くなります**。

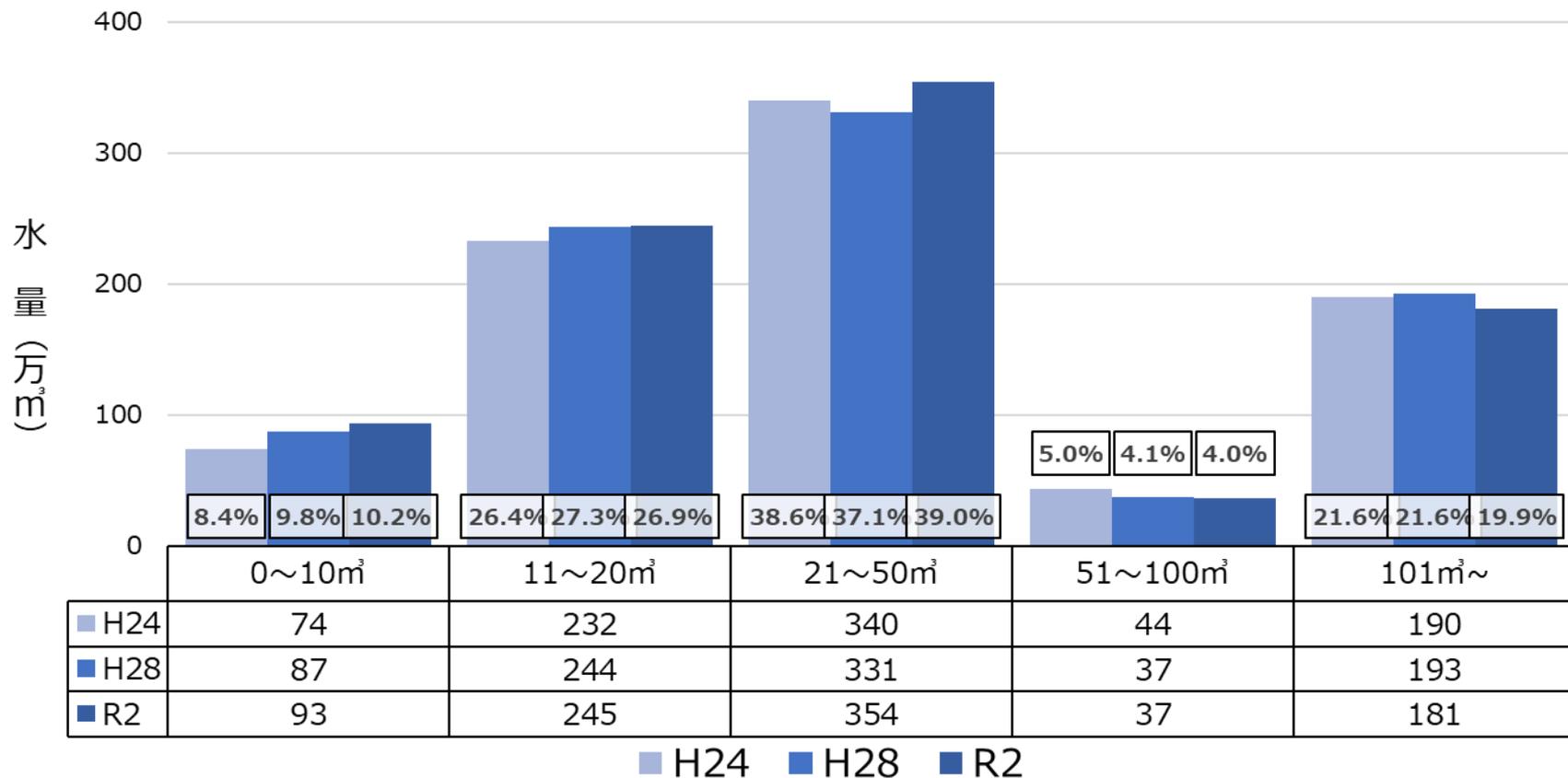
なお、**社会整備総合交付金における令和7年度以降の交付要件**として、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、**下水道使用料の改定の必要性に関する検証**を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載し、**国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表することが条件**となっているため、今後、全国的に下水道使用料の見直しは進むもの考えられます。

11. 水量別使用状況について（件数）



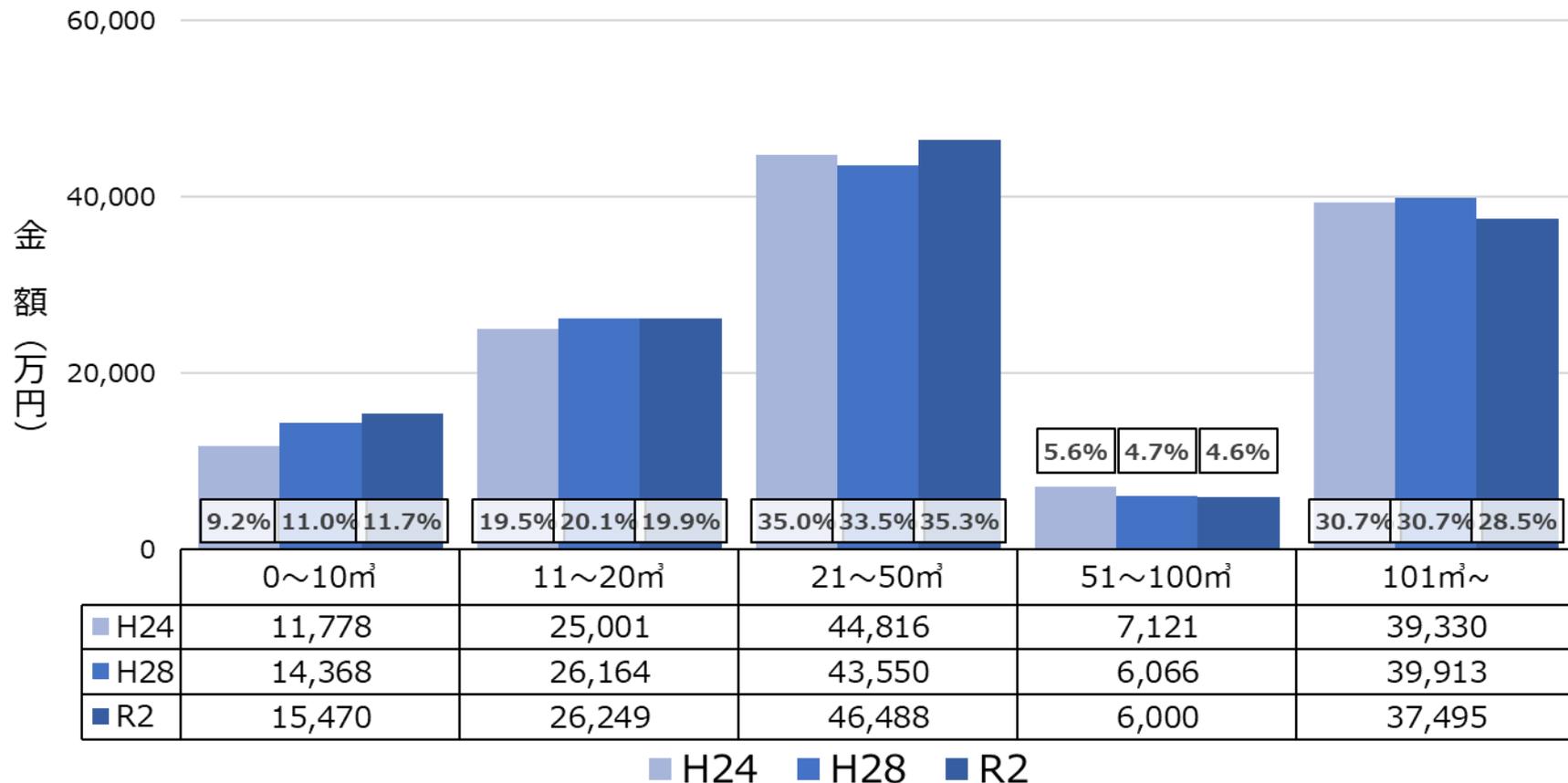
令和2年度において50m³以下の件数は全体の97.9%であり、その割合は年々増加しています。平成24年度から令和2年度までで、全体で約5万5千件増加していますが、そのうち0~10m³帯が約3万9千件、11~20m³帯が約1万件増加している一方で、51m³以上については減少しています。

12. 水量別使用状況について（水量）



令和2年度において50m³以下の水量は全体の76.1%であり、101m³以上の大口使用者が19.9%となっています。平成24年度から令和2年度までで、全体で約31万m³増加していますが、そのうち0~10m³帯が約20万m³増加している一方で、51m³以上については減少し、101m³以上は9万m³減少しています。

13. 水量別使用状況について（金額）



令和2年度において50m³以下の金額は全体の67.0%であり、101m³以上の大口使用者が28.5%となっています。平成24年度から令和2年度までで、全体で約4千万円増加していますが、そのうち0~10m³帯が約4千万円、21~50m³帯が約2千万円増加している一方で、51m³以上については減少し、101m³以上は約2千万円減少しています。

これらの**使用実態を踏まえた上で、使用料の見直しに係る料金表を検討**していきます。